

第28号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第23号を削り、第24号を第23号とし、第25号から第31号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第2項第1号ア中「1月につき15,000円」を「1日につき720円」に改め、「1日につき」を削り、同号イ中「1月につき7,500円」を「1日につき360円」に改め、「1日につき」を削る。

第13条第1項中「次に掲げる場合」を「宍道湖流域下水道管理事務所に勤務する職員が著しく臭気が発生する施設（人事委員会規則で定めるものに限る。）においてその業務に従事したとき」に改め、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、1日につき320円とする。

第15条第2項中「午後6時」を「午後10時」に、「午前8時」を「午前5時」に、「280円」を「350円」に改める。

第16条第1項を次のように改める。

狂犬病予防作業等従事手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 保健所に勤務する職員が狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）等の規定に基づく作業で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。
- (2) 中山間地域研究センター又は農林振興センターに勤務する職員が著しい危険性を有する動物を取り扱う作業で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。

第16条第2項ただし書中「ただし、」の次に「同項第1号の場合において」を加える。

第17条第1項第1号中「とき」の次に「(第3号に掲げる場合を除く。)」を加え、同項第3号中「家庭を訪問し、結核患者の療養指導」を「療養指導(人事委員会規則で定めるものに限る。)」に改める。

第18条第1項第1号を次のように改める。

(1) 削除

第18条第2項第1号を次のように改める。

(1) 削除

第23条第1項第1号を次のように改める。

(1) 精神障害者の診療、看護、相談又は指導

第23条第1項第2号中「業務」の次に「又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定に基づく調査若しくは診察の立会い」を加える。

第30条の2を削る。

第32条第1項第1号中「職員」の次に「(人事委員会規則で定める職員を除く。)」を加える。

第39条第4項の表中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。